

大規模な土地取引は届け出が必要です



一定面積以上のまとまった土地取引を行う場合には、国土利用計画法や公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、面積などに応じて届け出が必要です。

◆契約前に必要な届け出

対象：市街化区域に属する5000㎡以上の土地取引に際し、土地を譲り渡そうとする人 **届け出時期**：土地売買契約を行う前（一定期間契約行為が制限されます）

◆契約後に必要な届け出

対象：市街化区域に属する2000㎡以上の土地または市街化調整区域に属する5000㎡以上の土地取引に際し、土地を譲り受けた人 **届け出時期**：土地売買契約日を含め2週間以内

▼街づくり推進課 ☎23-35355

大規模な開発行為は事前協議が必要です



本市では、土地の秩序ある利用と保全を図ることを目的として、「田原市土地開発行為に関する指導要綱」を定めています。市内で開発行為（※）を行う場合は、あらかじめ、**事前協議が必要**です。

※開発行為：住宅用地、工場用地、ゴルフ場用地、太陽光発電施設用地などの造成、土石の採取、鉱物の採掘、水

面の埋め立てまたは干拓、しゅんせつ、廃棄物の埋め立て、その他土地の区画形質の変更

対象：市街化調整区域における開発区域面積が3000㎡以上1万㎡以下の開発行為（1万㎡を超える場合は、「愛知県土地開発行為に関する指導要綱」の対象）

▼街づくり推進課 ☎23-35355

地区計画区域内での行為などの届け出



地区の特性にふさわしい態様を備えた良好な居住環境を実現するため、道路、公園などの配置や建築物の用途や形態などに関するルールである地区計画を、以下の地域で指定しています。

指定地域：「田原木綿畑」「田原片西」「シーサイド田原光崎」「臨海田原1区」「田原浦鬼塚内陸企業団地」「田原浦片」「大久保団地」「田原赤羽根」

届け出：地区計画の区域内で、

土地の区画形質の変更、建築物の建築などを行う場合は、着手日の30日前までに届け出が必要です。

▼街づくり推進課 ☎23-35355



田原警察署だより

▶田原警察署 ☎23-0110

■海・川・山は見た目では危険がわからない!

気温の上昇とともに海、川、山でのアウトドアレジャーが盛んになってきます。アウトドアレジャーは楽しみがある半面、自然ならではの危険もあるので、注意して行動しましょう。



●水難事故防止のポイント

魚釣りなどをする際は、必ずライフジャケットを着用しましょう。海や川の水流の激しい場所や、深みのある場所は見た目では判断しにくいので、お子さんから目を離さないようにしてください。

DATA

▶田原市のデータ

3月

交通事故発生件数

- 人身13件(40件)
- 負傷17人(52人)
- 死亡0人(0人)
- 物損99件(277件)

窃盗犯罪発生件数

- 侵入盗1件(6件)
- 乗物盗1件(2件)
- 非侵入盗4件(22件)

火災・救急件数

- 火災3件(6件)
- 救急201件(602件)

※()内の数字は2022年の累計

重量鉄骨で頑丈な建物を建てます!
住宅・倉庫・車庫・リフォームなど **社員募集中!**

まずはご相談ください!

株式会社 デイテック
TEL.0531-25-0041 田原市野田町東野口16-2

しその葉の結束・パック詰め **年中内職さん募集**

年齢問わず 時間要相談

ご応募お問合せ ☎0120-79-0094 ☎090-7300-5018 受付時間 8:00~17:00

もみやま (有) グリーンファーム 榎山
田原市八王子町字道上99 **未経験者OK!**

※財源確保のため、有料広告を掲載しています。広告については市が推奨するものではありません。内容については直接広告主へお問い合わせください。